

## 短時間労働者への社会保険適用拡大

**Q**, パート・アルバイトなど、短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険(以下、社会保険)の適用範囲拡大について教えてください。

**A**, 令和4年10月から対象事業所が、現在の常時「501人以上」から「101人以上」に拡大されます。

対象の事業所内で被保険者となる短時間労働者は、勤務時間・勤務日数が常時雇用の4分の3未満で、次の要件に該当する方です。

① 週の所定労働時間が20時間以上 契約上の労働時間で判断します。

残業など臨時の労働時間は含まれません。ただし、週の所定労働時間が20時間未満であっても、実労働時間が2か月連続して週20時間以上となり、引き続き20時間以上見込まれる場合には実態の労働時間を重視し、3か月目から社会保険の適用対象になります。

② 雇用期間が2か月以上見込まれる

雇用契約期間が2か月以内であっても、実態として2か月を超えて使用される見込みがある場合は、雇用期間の始めから遡及して適用対象となります。

③ 月額賃金(所定内賃金)が8万8千円以上 年収では106万円以上です。

時間外労働手当・深夜手当・休日手当、賞与、精皆勤手当、交通費、家族手当などは含まず判断しますが、社会保険料の標準報酬月額等級決定の際には、交通費や残業代等を含めます。

④ 学生ではないこと 休学中や夜間学生は加入対象です。

加入要件の適用が拡大されるに当たり、短時間労働者の取得要件を満たす方がいる場合は、資格取得の手続きが必要です。東食国保に加入するために、健康保険の適用除外を受ける場合は、14日以内の届出が必要となりますので、お早目にご準備ください。